

補助第76号線の都市計画変更について

1 概要

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線は、文京区音羽一丁目から豊島区目白一丁目、新宿区下落合三丁目を経由し、練馬区関町北四丁目（西東京市境）に至る延長約15,240mの道路である。

東京都は、このうち新宿区および中野区において、隅切り部のみが未完成となっている箇所について、隅切り部を現道に合わせるなどの都市計画変更を行うこととした。

また、本都市計画道路の存する文京区、豊島区、新宿区、中野区、杉並区、練馬区の全線にわたり車線数を2車線および4車線に定める。

2 都市計画変更の内容

(1) 隅切り部の変更予定箇所

ア 新宿区西落合一丁目、西落合二丁目および西落合三丁目各地内

イ 中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、沼袋二丁目および江古田四丁目各地内

(2) 延長の変更

15,240m → 15,290m

(3) 車線数の決定（全線）

2車線および4車線（練馬区内は2車線）

3 これまでの経過および今後の予定

令和6年3月11日	都市計画変更素案のオープンハウスの開催（東京都）
3月26日	練馬区都市計画審議会へ変更素案を報告
5月15日	東京都から意見照会
6月4日～18日	都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
7月16日	練馬区都市計画審議会へ諮問
8月	東京都へ意見回答
9月10日	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
10月以降	都市計画変更・告示（東京都）

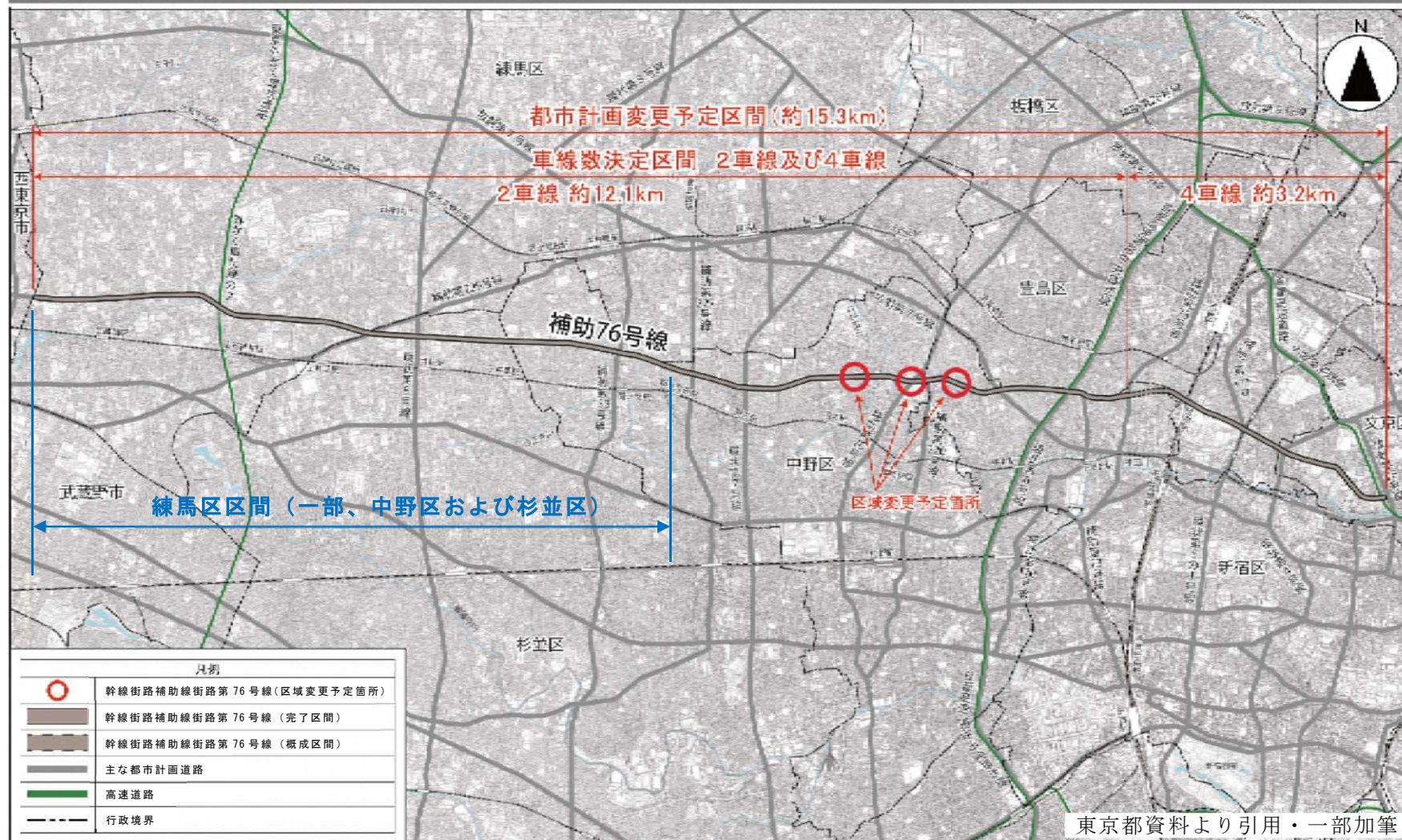
4 議案

議案第527号 東京都市計画道路の変更（東京都決定）

〔幹線街路補助線街路第76号線〕

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P 3 |
| (2) 計画書 | P 4 |
| (3) 総括図 | P 5～19 |
| (4) 計画図 | P 21～51 |

位置図



この図面は、国土院院長の認定(平成24年関公第299号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都庁基交第489号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 [承認番号] 4都庁基交第133号、令和4年7月11日
 この図面は、平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第76号線

2 理 由

幹線街路補助線街路第76号線（以下「補助第76号線」と言う。）、文京区音羽一丁目を起点とし、練馬区関町北四丁目に至る延長約15.2キロメートルの路線である。

補助第76号線のうち、新宿区西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、に位置する3箇所の交差点については、交差点付近の単路部は既に整備が完了しているが、交差点の隅切りについては一部未整備となっている。

都内の都市計画道路は、長期的視点で都市計画決定されており、社会的経済状況の変化等を踏まえて、適時適切な都市計画の見直しが必要なことから、当該3箇所の交差点の隅切りについて、現在の都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）（以下「道路構造条例」という。）等を踏まえて検証を行った。

その結果、道路構造条例等に定める標準隅切り長を満たしていることが確認されたため、現道へ合わせる計画の変更（隅切りの縮小）を行う。

このため、補助第76号線のうち、当該3箇所の交差点における隅切りの一部区域等を変更するとともに、全線で車線の数に2車線及び4車線に決定する。

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 76 号線を次のように変更する。

4

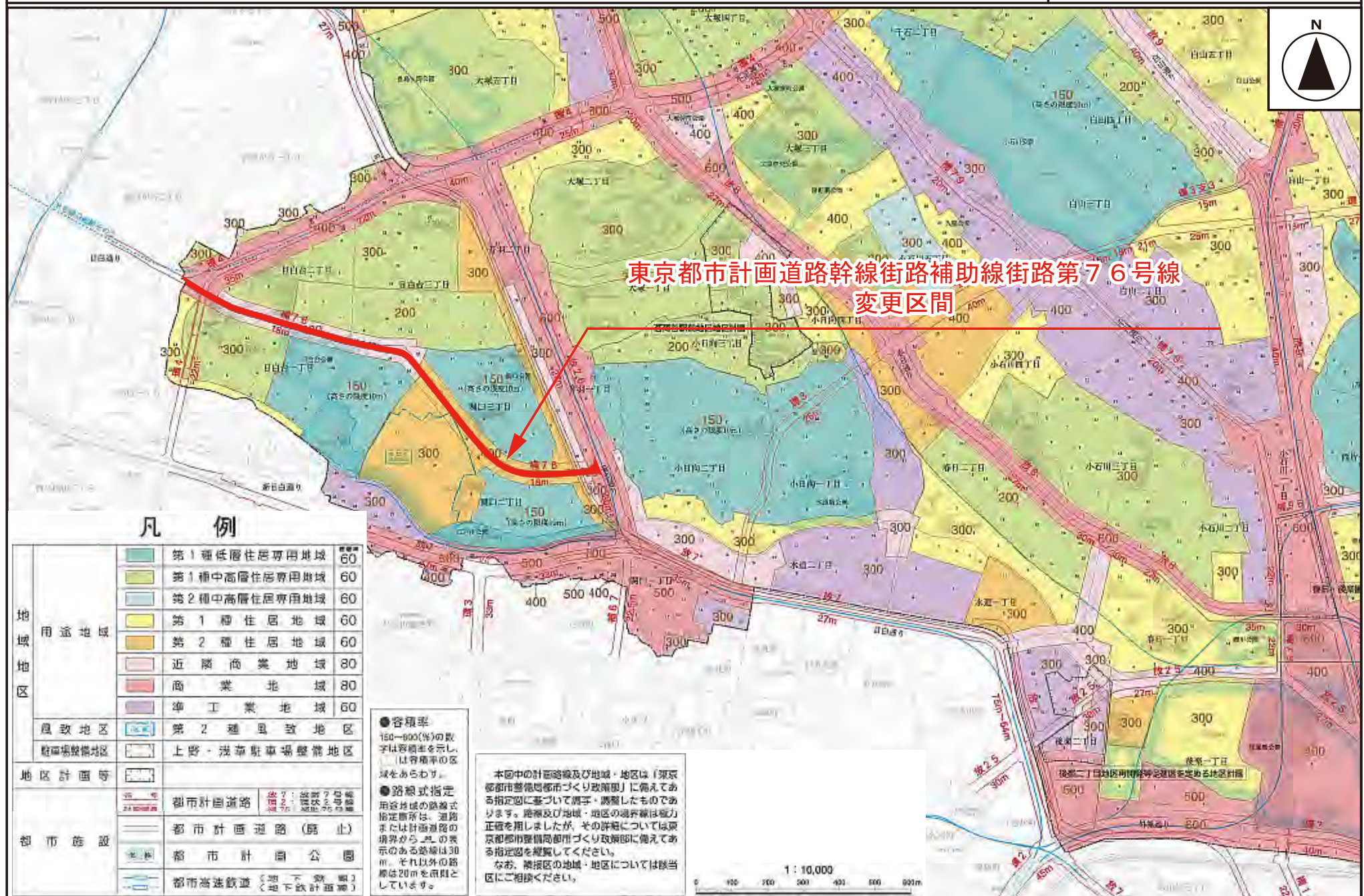
種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補 76	補助線街路第 76 号線	文京区 音羽一丁目	練馬区 関町北四丁目	豊島区 目白一丁目 新宿区 下落合三丁目	約 15, 290m	地表式	2 車線	15m	東日本旅客鉄道山手線、東日本旅客鉄道赤羽線と立体交差 自動車専用道路と立体交差 3 箇所 幹線街路環状第 4 号線と立体交差 幹線街路環状第 5 号線の 1 と立体交差 幹線街路補助線街路第 171 号線と立体交差 幹線街路環状第 7 号線と立体交差 幹線街路環状第 8 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 15 箇所	
	車線の数の内訳		4 車線			約 3, 170m					
			2 車線			約 12, 120m					
	そ の 他										

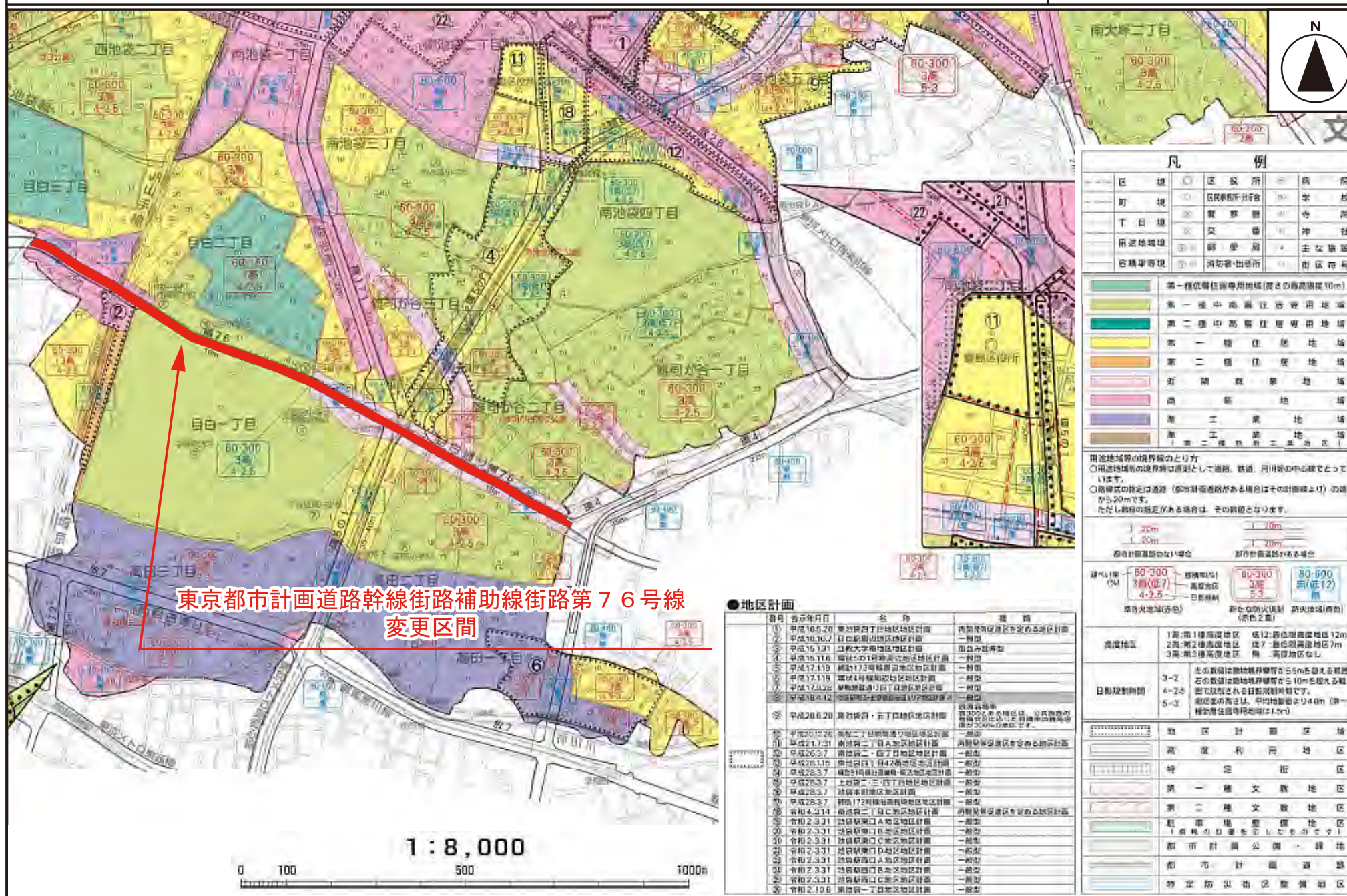
「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理 由：必要な隅切り長を満たしていることが確認されたことから、一部区域等を変更する。

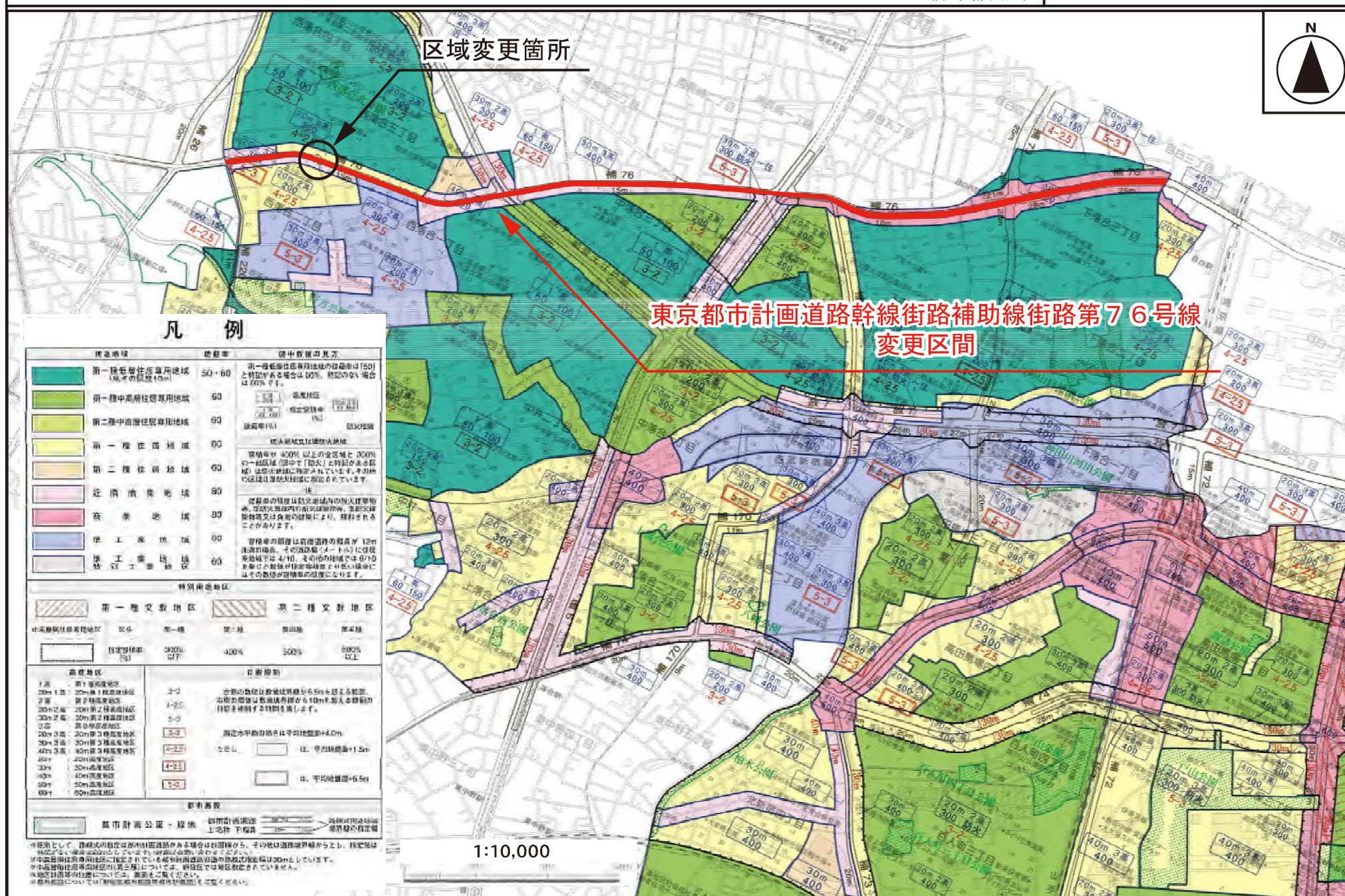
変 更 概 要

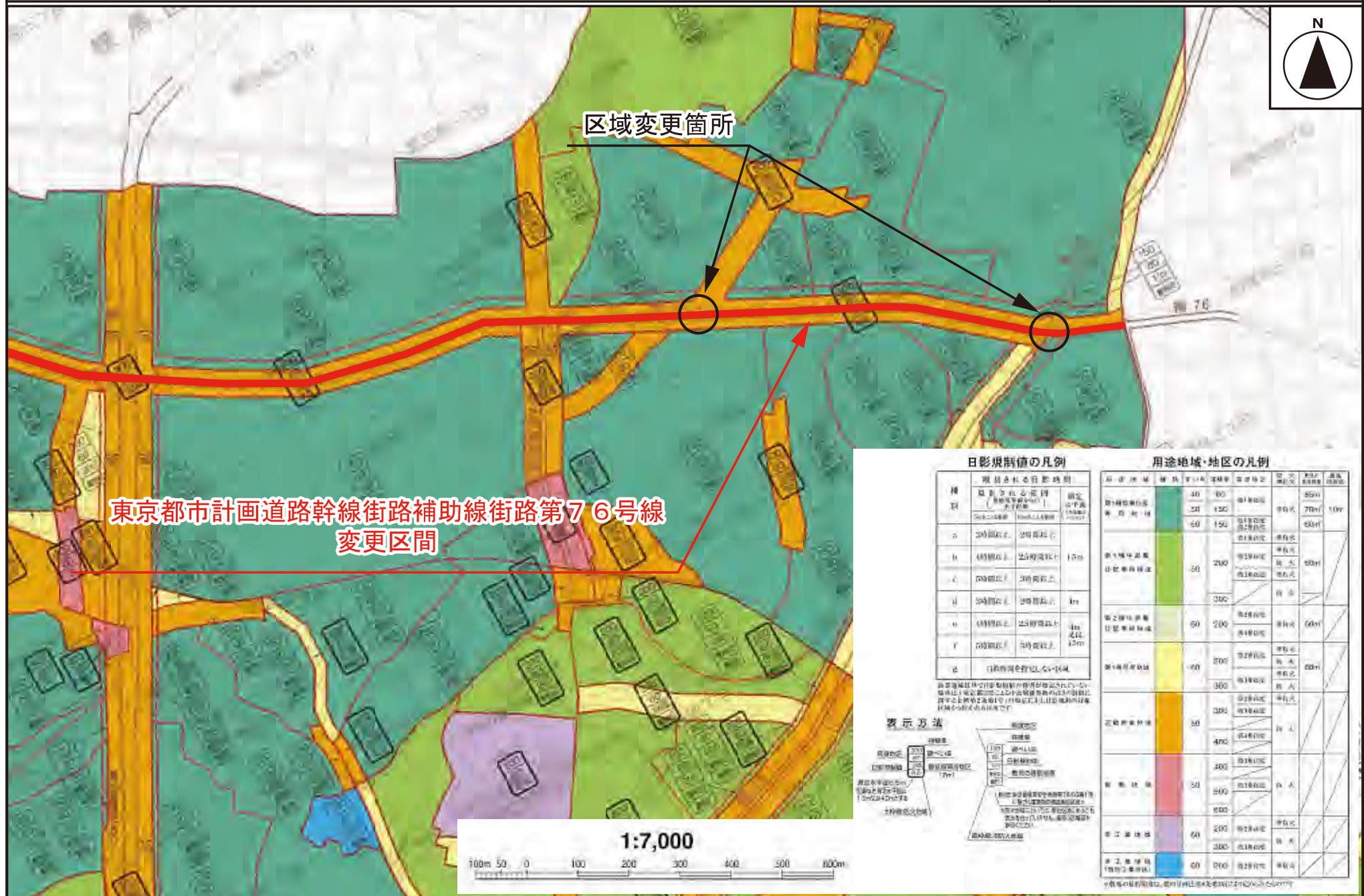
名 称	変 更 事 項
補助線街路第 76 号線	1 延長の変更 延長約 15, 240m → 約 15, 290m
	2 一部区域の変更 新宿区西落合一丁目、西落合二丁目、西落合三丁目、中野区松が丘二丁目、江古田二丁目、江古田四丁目及び沼袋二丁目各地内
	3 車線数の決定 2 車線（一部、4 車線）

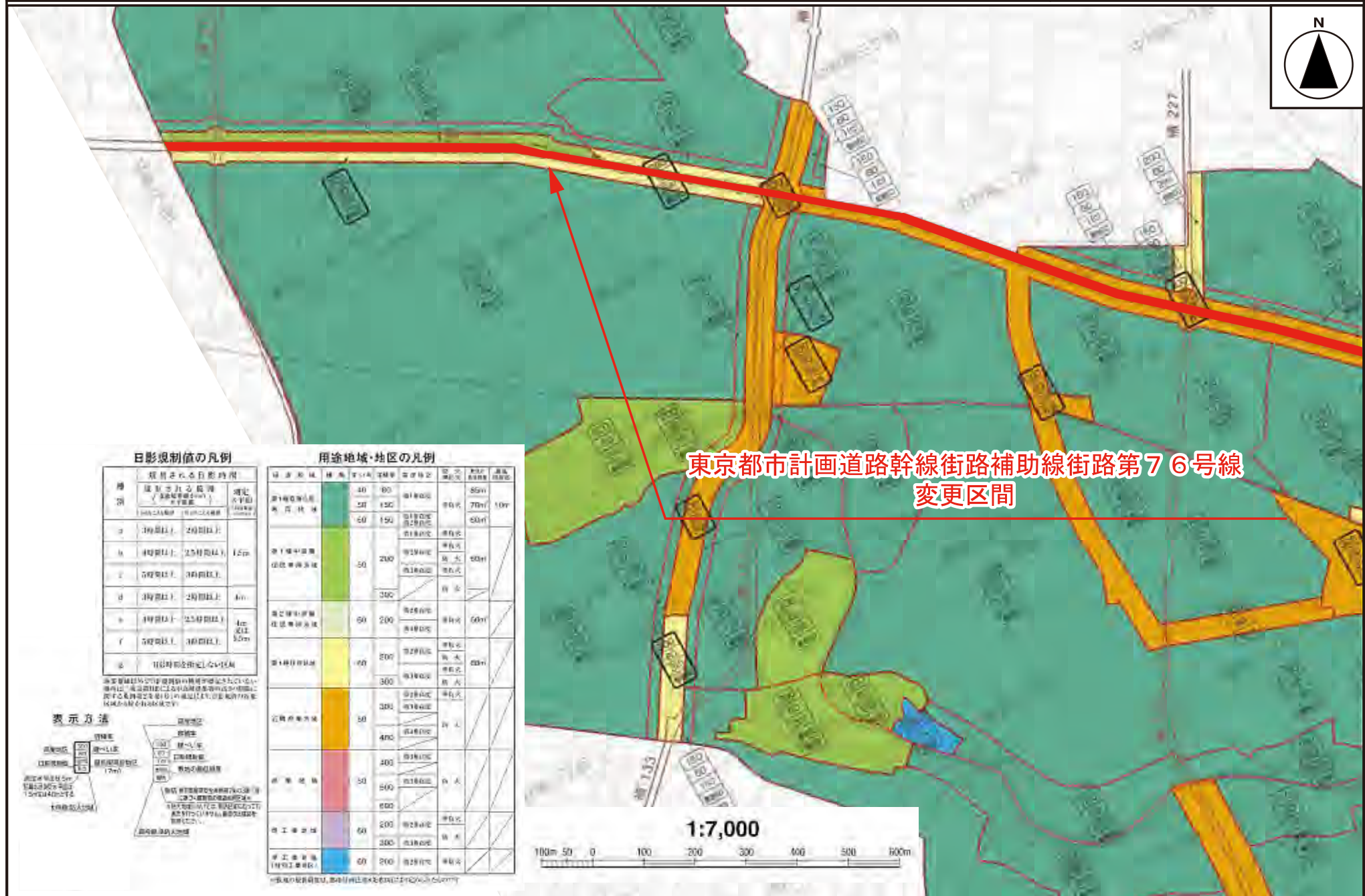












東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 総括図7

〔東京都決定〕

縮尺 一万分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線
変更区間

用途地域等凡例

第一種低層住居専用地域

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	3 時間以上	2 時間以上
(二)	4 時間以上	2.5 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は1.5mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物又は3層以上の建築物です。

第二種低層住居専用地域

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	15mを超える範囲	20mを超える範囲
(一)	3 時間以上	2 時間以上	1 時間以上	1 時間以上
(二)	4 時間以上	2.5 時間以上	1 時間以上	1 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は1.5mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物又は3層以上の建築物です。

第一種中高層住居専用地域

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	3 時間以上	2 時間以上
(二)	4 時間以上	2.5 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は4mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物です。

第二種中高層住居専用地域

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	15mを超える範囲	20mを超える範囲
(一)	3 時間以上	2 時間以上	1 時間以上	1 時間以上
(二)	4 時間以上	2.5 時間以上	1 時間以上	1 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は4mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物です。

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

準工業地域

準工業地域（特別工業地区）

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	4 時間以上	2.5 時間以上
(二)	5 時間以上	3 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は4mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物です。

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	15mを超える範囲	20mを超える範囲
(一)	4 時間以上	2.5 時間以上	1 時間以上	1 時間以上
(二)	5 時間以上	3 時間以上	1 時間以上	1 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は4mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物です。

近隣商業地域

商業地域

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲
(一)	4 時間以上	2.5 時間以上
(二)	5 時間以上	3 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は4mです。ただし、第3種高度地区内は、5mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物です。

日照規制値	5mを超える範囲	10mを超える範囲	15mを超える範囲	20mを超える範囲
(一)	4 時間以上	2.5 時間以上	1 時間以上	1 時間以上
(二)	5 時間以上	3 時間以上	1 時間以上	1 時間以上

測定水面（平地地面からの高さ）は4mです。ただし、第3種高度地区内は、5mです。
日照規制の対象は、高さで10mを超える建築物です。

※紫の縦線（ ）は、高度地区等の境界線です。

※紫の太線（ ）は、防火地域です。

※容積率は表の数値以下となります。また、前面道路の幅員が12m未満の場合は、原則として前面道路の幅員の数値に1/2係数では1/10倍、その他の地域では1/10を乗じたもの以下となります（例えば、第一種中高層住居専用地域で、容積率200%・前面道路幅員160mの場合は、実際の容積率の限度は200%ではなく $4 \times 1/10 \times 100\% = 40\%$ となります）。

※規制される日照時間は、冬至日における真太陽時の午前8時後から午後4時までです。

※商業地域及び近隣商業地域で、指定容積率が50%以上の区域には、日照規制はありません。

※建築物の敷地面積、前面道路に面する敷地面積（都市計法第8条第3項第2号イ）で定められた最低限度以上でなければなりません（建築基準法第53条の2）。地区計画区域内に別定されています。

凡例

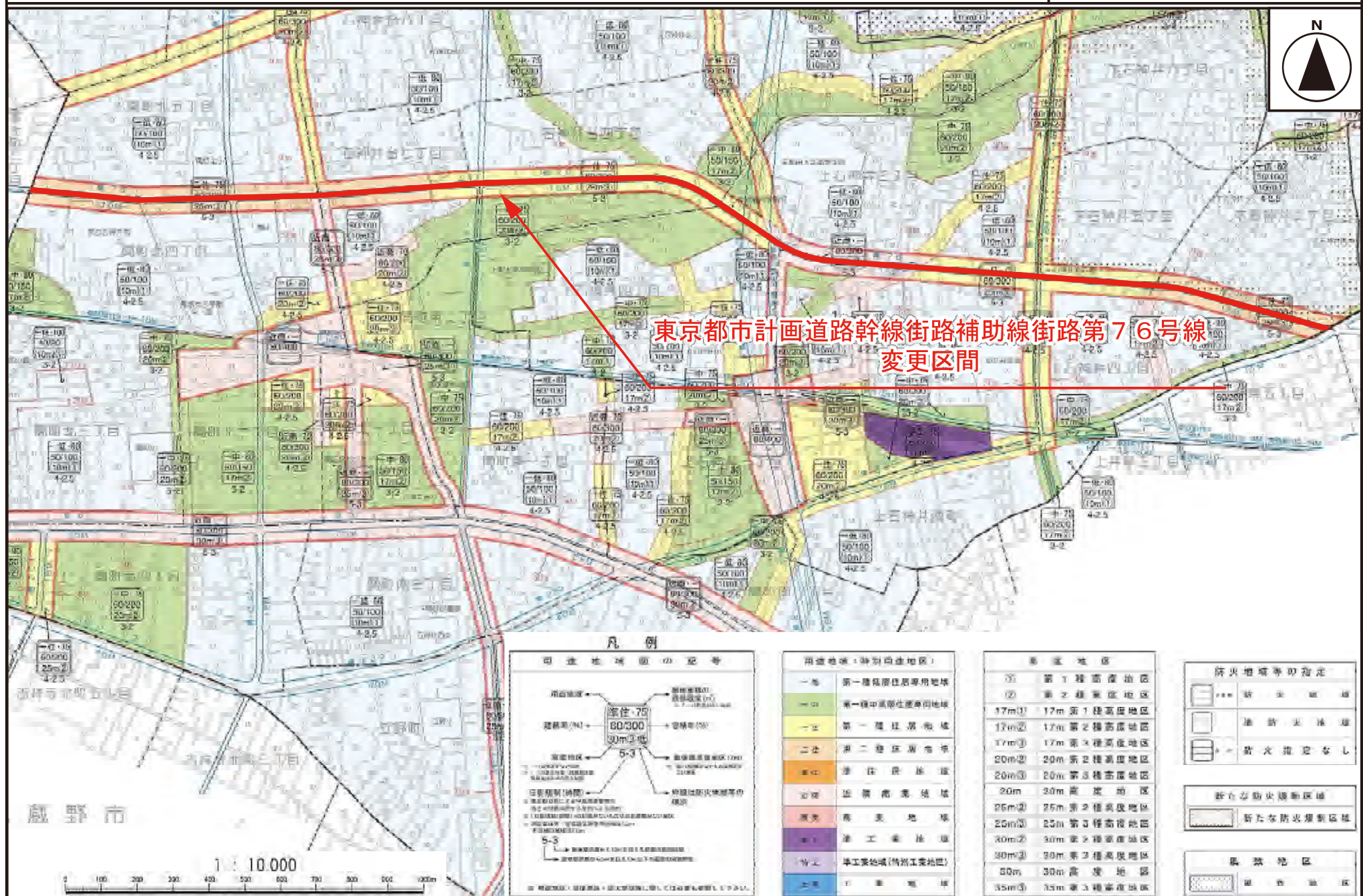
(上記以外の都市計画等)

	表 示 種 別	名 称 等
地域地区 (用途、高度、防火以外)		高度利用地区 上供一丁目内地 掘二丁目内地
		風致地区 豊加呂風致地区 和田風致地区
		特別緑地保全地区 和田姫特別緑地保全地区
		生産緑地地区
		低層階商業業務誘導地区
都市施設		道路
		駐車場
		公園、緑地
		ごみ焼却場
		一団地の住宅施設
市街地 開発事業		都市高速鉄道
		土地区画整理事業
		杉並南部・戦災復興
		豊島区緑地増進地区地区別計画・豊島区所管地区地区別計画 荒川区二丁目地区別計画・大田区公園緑地地区別計画 恵那戸第一・二丁目地区別計画・最速二丁目地区別計画 成田東部第一・二丁目地区別計画・成田西地区別計画 三川上水・成瀬一丁目緑地増進地区別計画
		阿佐ヶ谷駅・東地区地区別計画
地区計画		地区計画
		沿道地区計画 杉田区東七河津地区別計画 杉田区収入寺緑地増進地区別計画 (注)都市施設については、上記の他に「河川」などがあります。
		建築協定 (建築基準法上による)
		新たな防火規制区域 (消防法施行令上による)

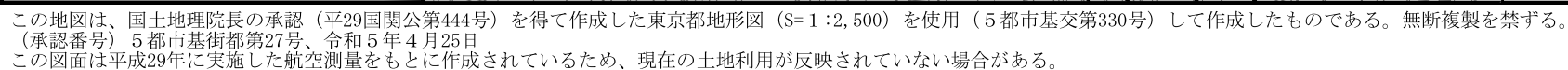
1:10,000

0 50 100 200 400 800m

〔東京都決定〕



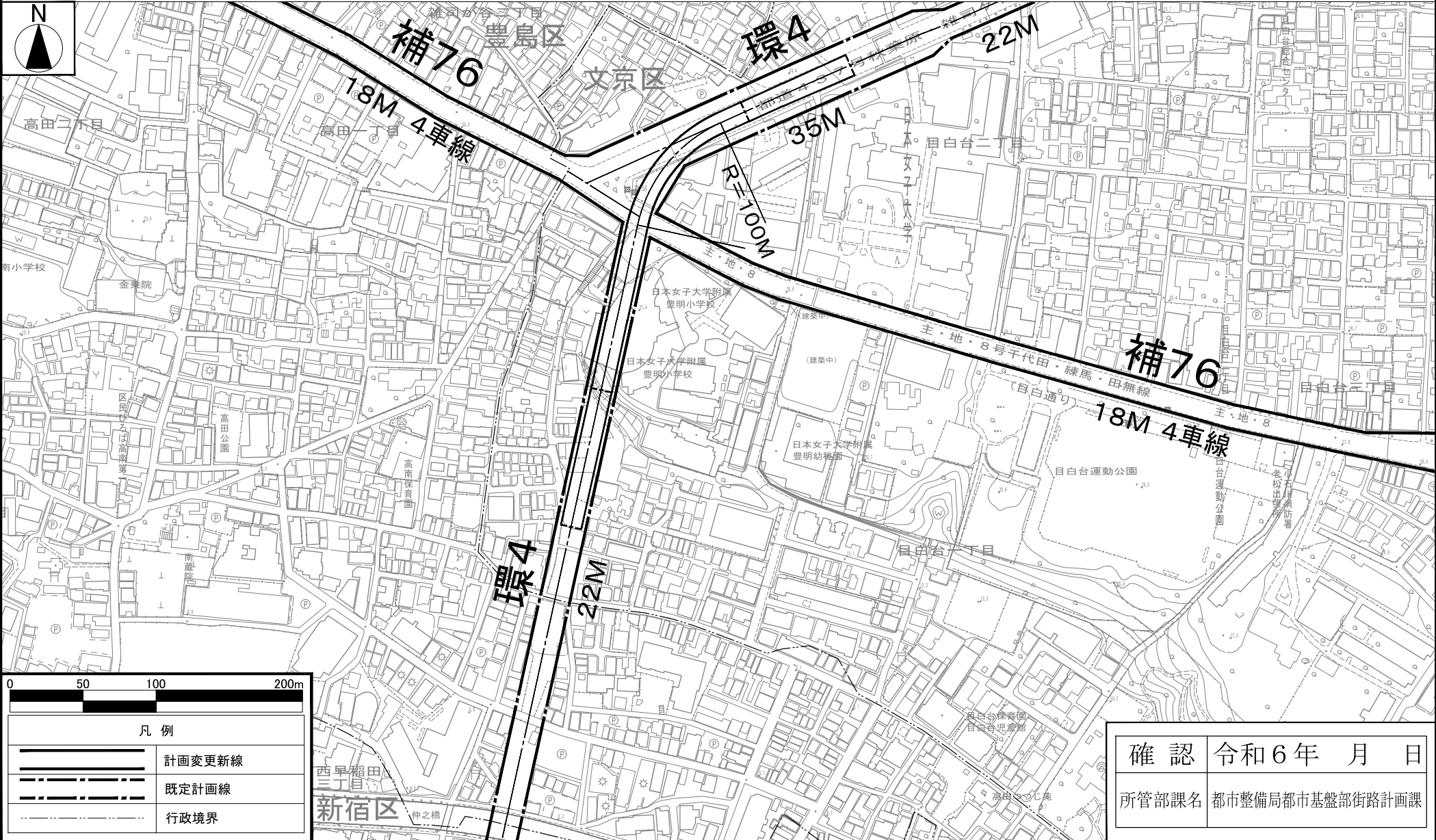
縮尺 二千五百分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 2

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一



確認	令和6年 月 日
所管部課名	都市整備局都市基盤部街路計画課

この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

〔東京都決定〕

1

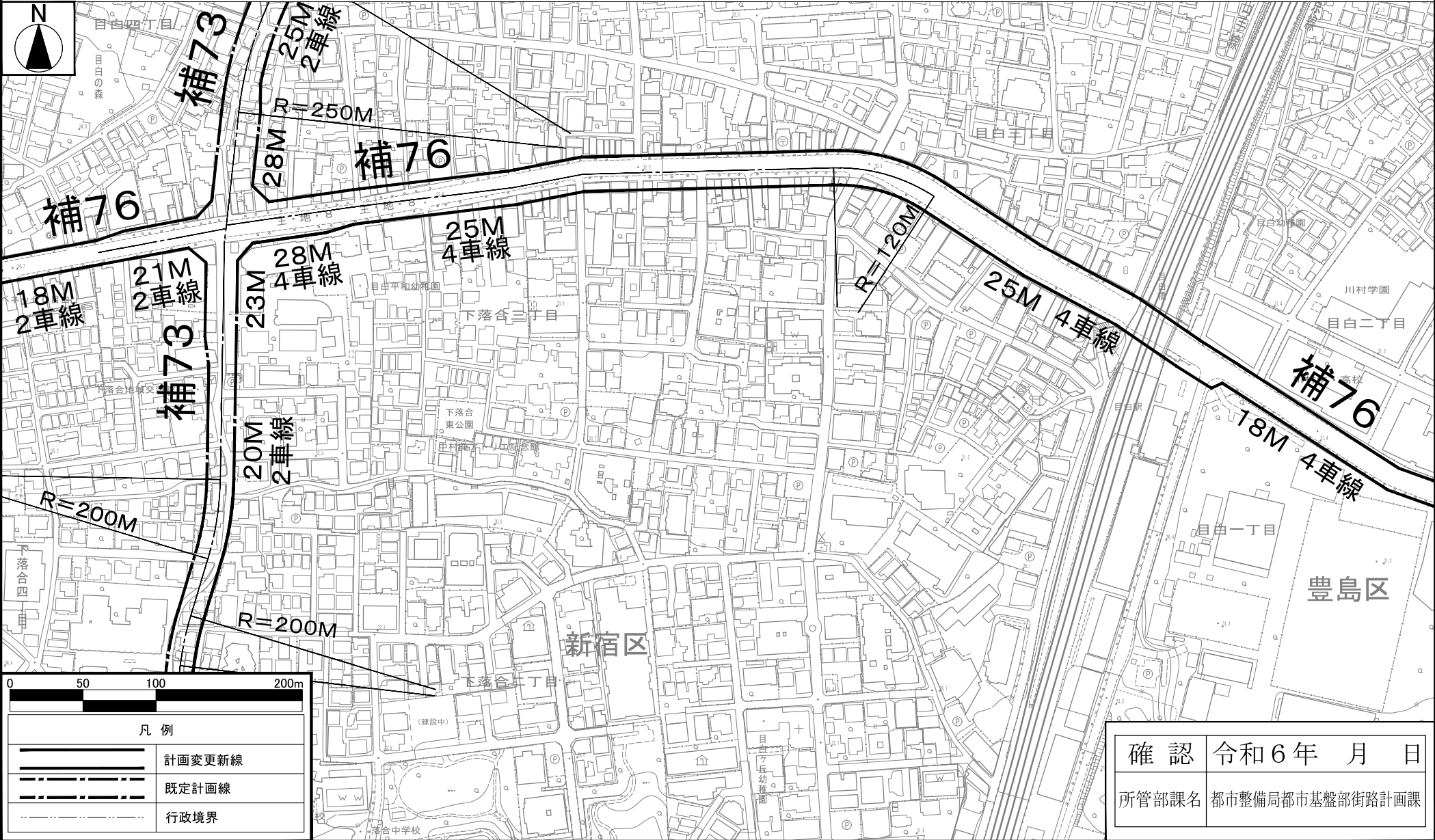


この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 4

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 5

縮尺 二千五百分の一

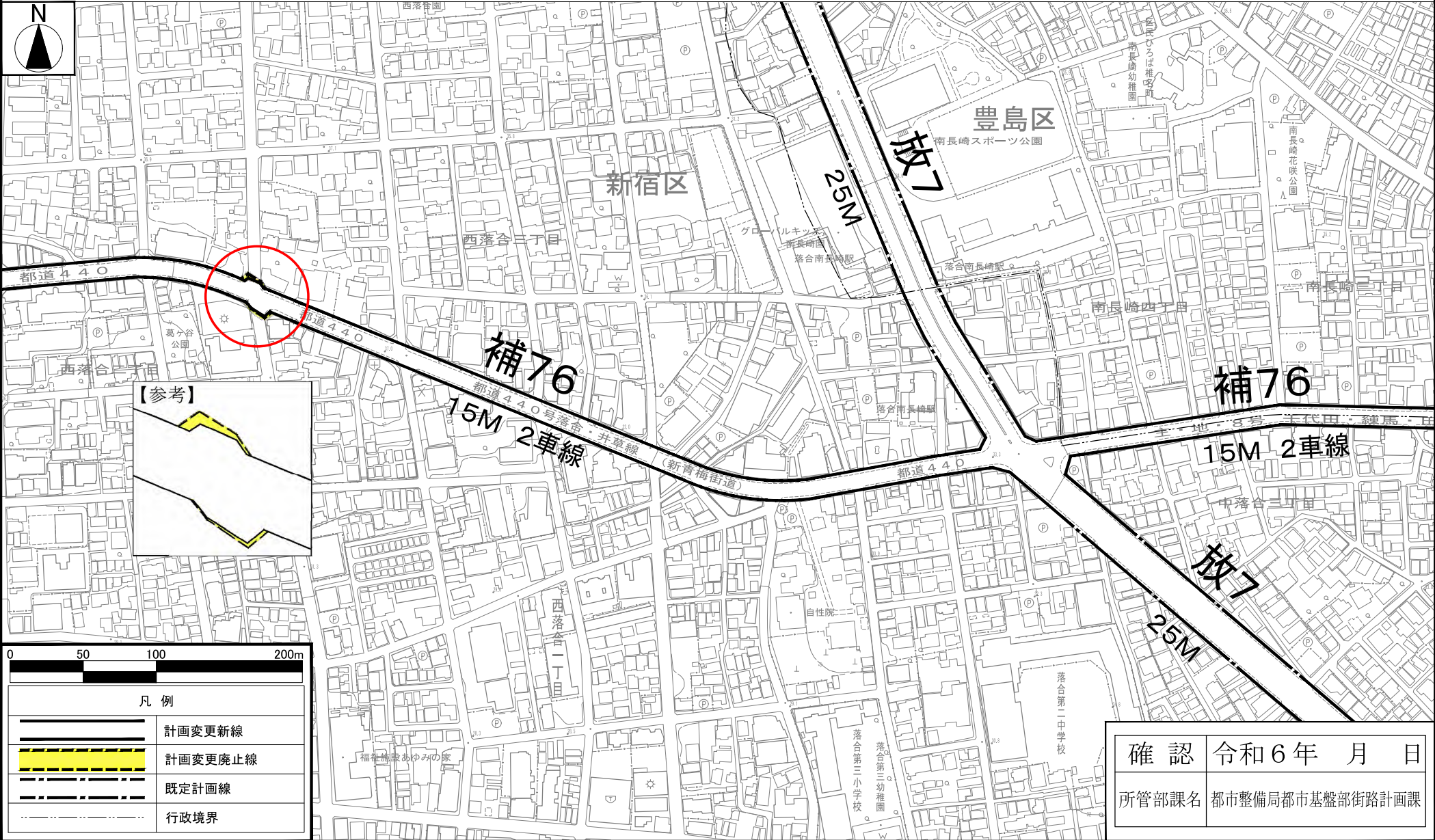
〔東京都決定〕



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 6

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 7

[東京都決定]

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 8

〔東京都決定〕

縮尺 二千五百分の一

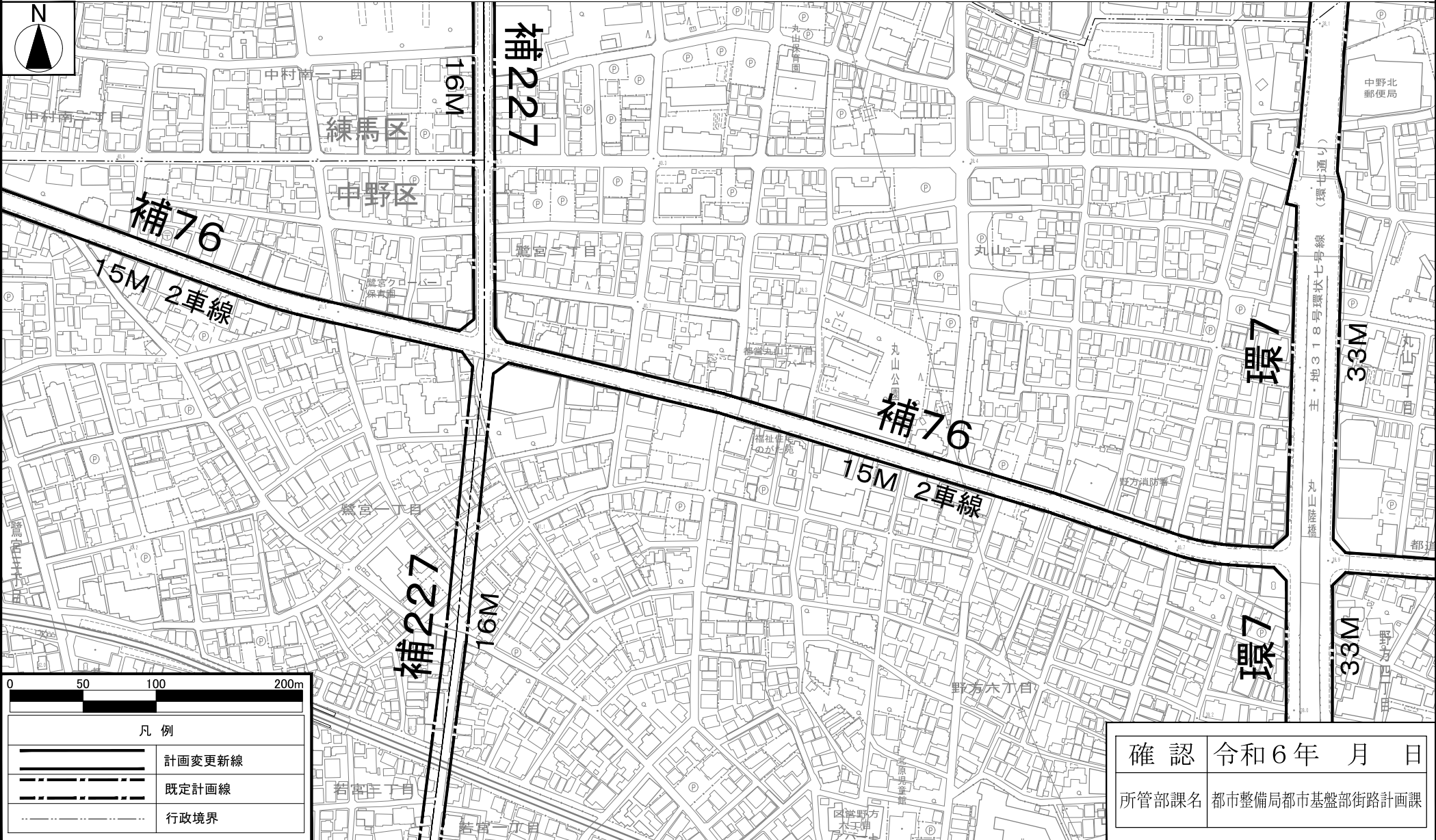


この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 9

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

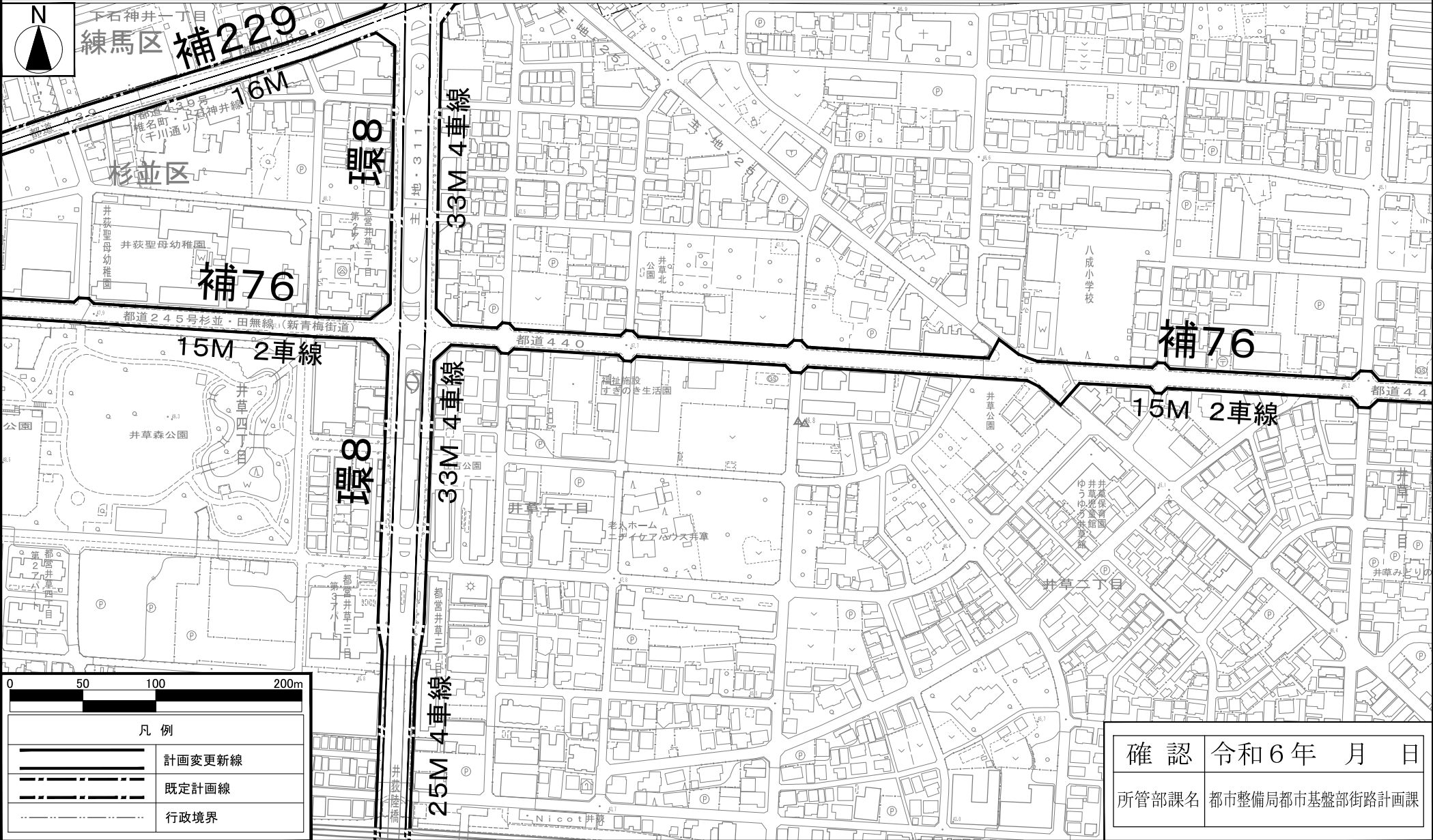


この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 12

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 13

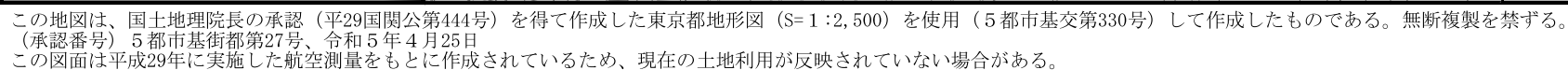
縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

縮尺 二千五百分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線

計画図 15

縮尺 二千五百分の一

〔東京都決定〕

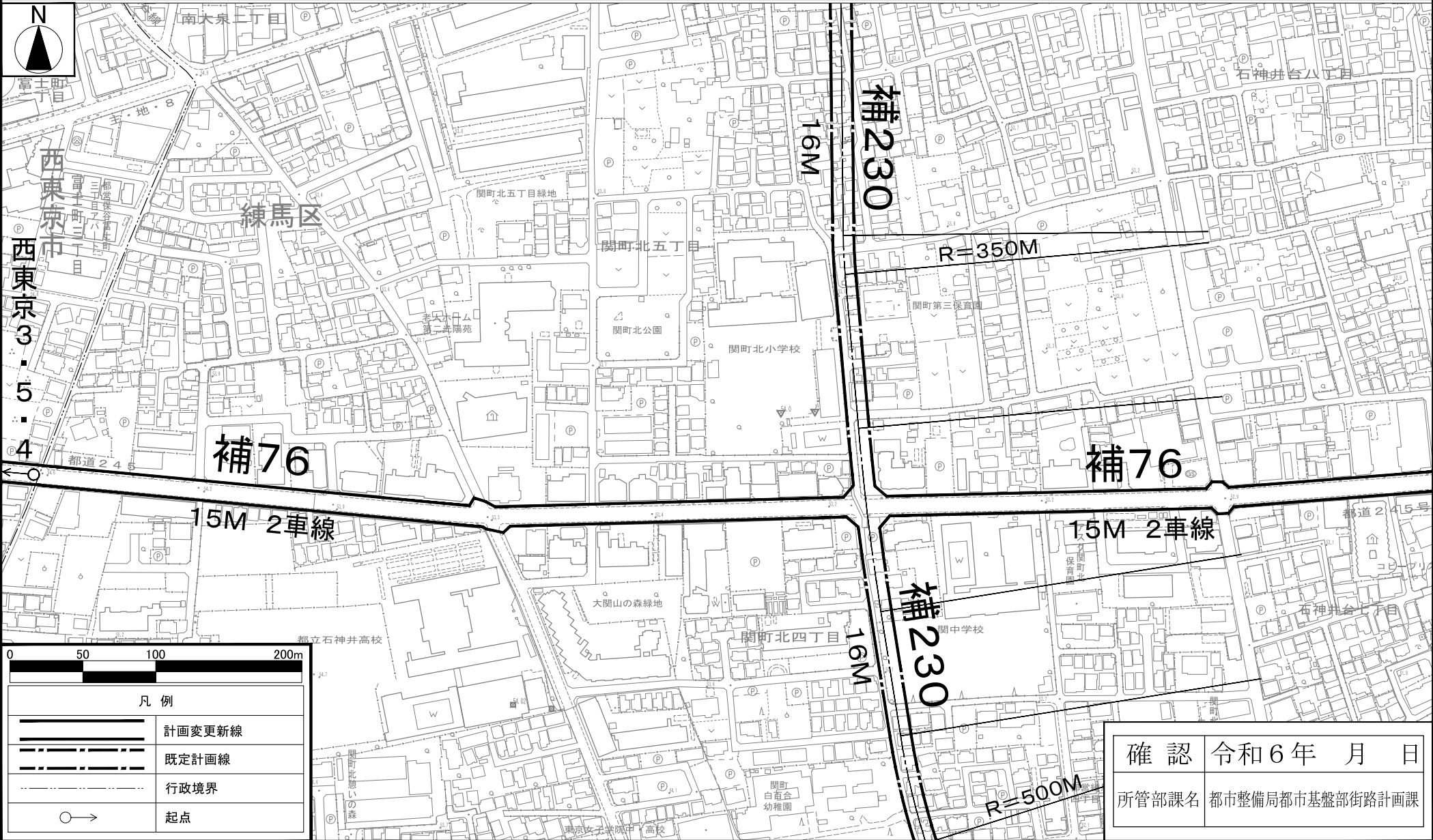


この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第76号線 計画図 16

縮尺 二千五百分の一

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平29国関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第330号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第27号、令和5年4月25日
この図面は平成29年に実施した航空測量をもとに作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。